

概要

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」の成立・施行後の、青少年インターネット利用をとりまく状況を分析し、各関係者(保護者、教育関係者、民間団体、事業者、国、地方公共団体等)によるこれまでの取組を検証した上で、新しい状況に対応した青少年のインターネット利用環境の整備のためのさらなる取組の在り方を検討。

検討内容

- ①青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備する施策が沿うべき、基本的な考え方の確立。
- ②各関係者に求められる役割、当面具体的に求められる事項についての整理
- ③特定サーバー管理者に期待される取組
- ④第三者機関の在り方
- ⑤多様なインターネット接続可能機器、ネットワークの多様化への対応

これまでの検討状況

- ①～⑤について、1月17日までにひとまずの検討を終え、「中間報告」(案)を策定。

今後のスケジュール

- ・「中間報告」(案)は、親会における検討を経て総務省に提言された後、総務省を通じて、内閣府の検討会(「青少年のインターネット環境の整備等に関する検討会」)に報告される予定。
- ・積み残しの検討課題について、3月以降の最終報告取りまとめに向けて検討する予定。
(例:携帯電話端末で無線LANを利用してインターネットに接続する際に、関係者に求められる事項、スマートフォンの「アプリ」への対応)

現状の考察

青少年インターネット環境整備法の成立後の、青少年のインターネット利用環境の変化を考察。

①青少年によるCGMサービスの利用の拡大、②青少年有害情報の流通の増大、③インターネット接続機器等の多様化の進展、④フィルタリングの普及、⑤民間による自主的取組の発展

具体的な提言

【基本的な考え方の確立】

青少年のインターネット利用環境整備を行う上で、沿うべき5つの基本的な考え方を確立。

①リテラシー向上施策と閲覧機会の最小化のバランス確保、②受信者側へのアプローチを原則とする閲覧機会の最小化、③保護者責任の原則、④民間の自主的かつ主体的な取組の尊重、⑤有害性判断への行政の不干渉

【各関係者に求める事項等の整理】

基本的な考え方に基づき、青少年のインターネット利用環境の整備を更に進めるため、各関係者に求める事項等を整理。(主要なもののみ掲載)

①保護者関係

- ・保護者には、適切なインターネット利用ルールの定め、「親ケータイ」の申告の徹底等を求める。
- ・フィルタリングについて保護者の判断を過度に制限する取組(フィルタリング解除理由の制限等)は、各地方の実態に鑑みた例外的な措置として捉えるべきである。
- ・保護者による、青少年のインターネット利用履歴の閲覧については、プライバシー保護の観点等から奨励できない。

②携帯電話事業者(携帯ISP)、ISP関係

- ・保護者の適切な判断に資するため、携帯ISP及びISPに、フィルタリング提供等にあたって、保護者又は青少年にフィルタリングの詳細な説明を求める。
- ・携帯電話インターネットについて、フィルタリングの普及率のみを政策のターゲットとすべきではなく、リテラシーの指標も政策のターゲットとすべきであり、行政にその整備を求める。

③フィルタリング関係事業者関係

- ・さらに利用者意向に配慮したフィルタリングの提供を求める。

④ウェブサイト管理者(特定サーバ管理者関係)

- ・上位の特定サーバ管理者が、下位の特定サーバ管理者の管理する特定サーバに、一定の場合に青少年閲覧防止措置を行うことを可能とするモデル約款の整備を求める。
- ・上位の特定サーバ管理者において、問い合わせフォーム等を準備し、その使用を下位の特定サーバ管理者に推奨するよう求める。

⑤第三者機関関係

- ・第三者機関に対して、実効性の向上(運用監視の精度向上、一時的な認定停止制度及び認定取消制度の柔軟な運用、認定サイトに関する情報収集)、独立性の維持・向上(監査機能を有する部門の強化)、透明性の向上、認知度の向上、を求める。

⑥スマートフォン等の多様なインターネット接続可能機器、多様なネットワーク関係

- ・法第17条第1項の「フィルタリングの利用を条件に提供」について、解釈(「役務提供開始時に確実にフィルタリングの利用が可能状態にしておくこと」)を明確化するよう、総務省に求める。
- ・ネットワーク側ではなく、携帯電話端末側でフィルタリング機能を提供する場合でも、法第17条第1項の義務を果たしているとの解釈の明確化を総務省に求める。
- ・携帯電話端末(無線LAN利用)の際に、携帯電話事業者にそのリスクを説明するよう求める。
- ・携帯電話端末(無線LAN利用)、その他の携帯型通信端末(携帯電話回線利用、無線LAN利用)について、当面、フィルタリングの利用を条件とすることを求めない。